

申請書及び添付書類管理取扱い要領

1.各申請書及びその添付書類(各申請書と同時又は後日補充のために提出される各種資料等を含む。以下同じ)に含まれる「申請書及び添付書類」及び、認証対象(関連文書を含む)となる「申請対象」について、CXDS体験設計コンソーシアム、CXD委員会(以下、申請書受領者と記載します)は以下の各事項を遵守するものとします。

- 1)「申請書及び添付書類」及び「対象機材」を第三者に開示又は漏洩せず、また認証に関する適否判定を行う目的以外には使用しない。ただし、前記、適否判定を目的とし、申請書受領者と守秘義務契約を締結した第三者を除くものとする。
- 2)保管場所及び管理責任者を定め、「申請書及び添付書類」及び「対象機材」の漏洩又は紛失を未然に防止するため厳重に保管する。
- 3)申請書受領者あるいは前1)項の守秘義務を締結した第三者内においては、自己の秘密文書を取り扱う場合と同程度の注意義務を尽くすものとするが、少なくとも、善良な管理者の注意義務を尽くすものとする。「申請書及び添付書類」及び「対象機材」を取り扱う当事者を必要最小限にとどめ、上記保管場所以外へ持ち出さない。
- 4)前3)号の事項は、自己認証の適否判定の結果如何に拘わらず、また申請書が取り下げられた場合にも、適用されるものとする。

2.前項における「申請書及び添付書類」及び「対象機材」に関する規定は、次の各号に掲げるものについては適用されないものとします。

- 1) 申請書受領者が申請書を受領した時点で既に公知のもの。
- 2) 申請書受領者の責によらないで公知となったもの。
- 3) 開示の時点で既に申請書受領者が保有しているもの。
- 4) 申請書及び添付書類に基づかず、申請書受領者が独自に開発したもの。
- 5) 申請書受領者が、正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
- 6) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの。但し、この場合、書面により申請者に事前通知を行わなければならないものとする。

3.申請者又は推薦者へ申請書の「受付に関する通知」をするにあたり、「申請書及び添付書類管理取扱い要領」を遵守する旨の意思表示を同時に行うこととします。

4.適否判定を行うことを目的とし、「申請書及び添付書類」を前記1.1)項記載の第三者への運送中における遅延、紛失、毀損、誤配について申請書受領者は、その責を負わないものとします。

以上

体験設計コンソーシアムおよびCXD委員会は、認証申請された対象が規定の要件を満たした場合に、CXDの認定を行います。商品やサービス等の機能ならびに品質等の保証をするものではありません。